

27 日 獣 発 第 211 号

平成 27 年 10 月 20 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

飼料品質表示基準の一部改正について

このことについて、平成 27 年 10 月 1 日付け 27 消安第 2693 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料品質表示基準の一部を改正する告示（平成 27 年農林水産省告示第 2177 号）が平成 27 年 10 月 1 日付けで公布され、次の事項が改正されたので、了知の上、本会会員への周知徹底が依頼されたものです。

①一時的に飼料原材料の配合割合の軽微な変更を行う場合は、原材料名及び原材料を配合の高い順に記載することを要しない特例を措置。

②畜産農家と製造業者の間での長期に継続した飼料供給契約に基づき製造される飼料については、容器又は包装に「指定配合」の文字を記載することにより、栄養成分量や原材料の配合割合の表示を省略できる特例を措置。

つきましては、本告示の施行に伴い、「飼料の安全確保及び品質の改善に関する法律の運用について」も改正されたので、併せて貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第2693号

平成27年10月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料品質表示基準の一部改正について

飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）の一部を改正する告示（平成27年農林水産省告示第2177号）が平成27年10月1日付けで公布しました。改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。また、本告示の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知ください。



記

第1 改正告示の概要

(1) 近年、飼料原料価格の高騰により、飼料原料が多様化（原料調達先の多様化、飼料用米等の利用等）しており、その時々原料の供給事情に応じて、飼料の栄養成分等が変動しない範囲で原材料の配合割合を一時的に変更する取組が広く行われるようになってきている。当該変更は、飼料の栄養成分等の変動を伴わない配合割合のわずかな変動に起因するものであって、表示を切り替えることで消費者が飼料の品質に関し得られる情報は限定的である一方、製造業者においては、表示を切り替えるために追加的費用を要し、コスト増を生む要因となっている。

このため、

- ① 配合飼料の原材料名及び原材料の区分別配合割合
- ② 混合飼料の配合割合

の表示の方法について、表示の変更を要さない例外規定を措置することとした。

(2) また、畜産農家等の規模拡大や飼料による畜水産物の差別化の取組に伴い、畜産農家等と製造業者との間では、あらかじめ原材料の配合割合又は栄養成分等を指定し、長期にわたり継続的な飼料の供給契約を締結する取組が拡大している。

このため、当該契約に従って製造された飼料については、当該飼料又はその容器若しくは包装に付する表示に「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項（当該契約の契約書その他の書面により明らかにされている事項（一般表示事項を除く。）に限る。）を省略することができることとした。

第2 留意事項

第1の(1)の表示の記載の例外規定の適用については、原料調達の事情の変化により一時的に軽微な配合割合の変更をした場合に限っている。

これは、定期的な配合設計の見直し後に原料調達先の変更があり配合割合を変更せざる得ない場合において、その配合割合の変更が軽微なものについては、次の定期的な配合設計の見直しまでの間の表示の変更を要しないとすものであり、定期的な配合設計時には、当該設計に基づいた適正な表示が必要となるので留意されたい。また、軽微な配合割合の考え方については、別紙1を参考にされたい。

(別紙1)

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 [略] 第1・第2 [略] 第3 飼料の公定規格及び表示の基準 1～4 [略] 5 表示の基準 (1) 飼料品質表示基準 飼料の消費者たる畜産農家等がその購入に際し、その栄養成分に関する品質をより正確に識別することができるようにするため、栄養成分に関する品質を識別することが必要な飼料について、すべて表示を義務付けるとともに、栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項(表示事項)、表示の方法その他表示事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項(遵守事項)が定められている(法第32条、<u>飼料品質表示基準(昭和51年7月24日農林省告示第760号、以下「表示基準」という。)</u>)。このような飼料として、①大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉及び血粉、②二種以上の飼料を原料又は材料とする飼料(粉状、ミール状、フレーク状、クランブル状、ペレット状、液状その他原料又は材料を識別することが困難な形状以外の形状を有するものを除く。)が定められている(令第6条、昭和51年7月24日農林省告示第761号)。なお、この表示の基準の制度は、飼料の消費者保護の根幹となる制度であることから、慎重な運用が行い</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 [略] 第1・第2 [略] 第3 飼料の公定規格及び表示の基準 1～4 [略] 5 表示の基準 (1) 飼料品質表示基準 飼料の消費者たる畜産農家等がその購入に際し、その栄養成分に関する品質をより正確に識別することができるようにするため、栄養成分に関する品質を識別することが必要な飼料について、すべて表示を義務付けるとともに、栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項(表示事項)、表示の方法その他表示事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項(遵守事項)が定められている(法第32条、<u>昭和51年7月24日農林省告示第760号</u>)。このような飼料として、①大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉及び血粉、②二種以上の飼料を原料又は材料とする飼料(粉状、ミール状、フレーク状、クランブル状、ペレット状、液状その他原料又は材料を識別することが困難な形状以外の形状を有するものを除く。)が定められている(令第6条、昭和51年7月24日農林省告示第761号)。なお、この表示の基準の制度は、飼料の消費者保護の根幹となる制度であることから、慎重な運用が行い</p>

よう、公定規格制度と同様必要があると認めるときは公聴会を開催し得ることとされている（法第32条第2項）。

表示事項については表示基準において、共通事項として飼料の名称、製造年月、製造業者の住所、氏名及び製造事業場の所在地等を表示するとともに、配合飼料にあつては、栄養成分量（四成分、TDN、ME、りん、カルシウム）のほか、表示基準第2の1の（5）のイ又はウのただし書による場合を除き、すべての原料又は材料の名称を穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他ごとに、これらの区分の中でその配合割合の大きい順に表示させ、かつ、これらの区分ごとの配合割合を表示することとされ、また、単体飼料及び混合飼料にあつては、これらが自家配合飼料原料として用いられることに鑑み、栄養成分量のうち必要なもののほか、混合飼料については一部原料の配合割合を表示することとされている。なお、遵守事項としては、表示の方法、表示に用いる文字、表示の付し方、更には、栄養成分に関する虚偽又は誇大宣伝になるような表示はしてはならない旨が定められている。なお、表示事項として「正味重量」の項目がないが、これは表示を要しないという意味ではなく、法の規制対象とするまでもなく当然表示されるべきものであるという趣旨である。

(2) 表示の方法

ア [略]

イ 原材料の名称及びその配合割合

(7) 配合飼料

原材料の配合割合の表示については、その栄養価値及び使用目的の面からみて共通の性格を有する穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他の5種に区分し、表示基準第2の1の（5）のイ又はウのただし書による場合を除き、この区分名を区別配合割合の大きいものから順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合

は公聴会を開催し得ることとされている（法第32条第2項）。

表示事項については、共通事項として飼料の名称、製造年月、製造業者の住所、氏名及び製造事業場の所在地等を表示するとともに、配合飼料にあつては、栄養成分量（四成分、TDN、ME、りん、カルシウム）のほか、すべての原料又は材料の名称を穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他ごとに、これらの区分の中でその配合割合の大きい順に表示させ、かつ、これらの区分ごとの配合割合を表示することとされ、また、単体飼料及び混合飼料にあつては、これらが自家配合飼料原料として用いられることに鑑み、栄養成分量のうち必要なもののほか、混合飼料については一部原料の配合割合を表示することとされている。なお、遵守事項としては、表示の方法、表示に用いる文字、表示の付し方、更には、栄養成分に関する虚偽又は誇大宣伝になるような表示はしてはならない旨が定められている（昭和51年7月24日農林省告示第760号）。なお、表示事項として「正味重量」の項目がないが、これは表示を要しないという意味ではなく、法の規制対象とするまでもなく当然表示されるべきものであるという趣旨である。

(2) 表示方法

ア [略]

イ 原材料の名称及びその配合割合

(7) 混合飼料

流通の実態等からみて、他の飼料と組み合わせて利用されること、また、原材料の配合割合の変動が比較的少ないという現状に照らして、「飼料品質表示基準」（昭和51年7月24日農林省告示第760号）の別表の3の（5）「その他の混合飼料」以外の混合飼料にあつては、すべての原材料の名称及びその配合割合を表示するものとする。

の大きいものから順に記載するものとする。この場合、原材料の区分は、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の別表の区分（飼料添加物は除く。）によるものとし、同表に記載されていない原材料にあってはその他の欄に記載するものとする。なお、混合飼料を配合飼料の原料として用いる場合の表示の方法は、次によるものとする。

原料となる 混合飼料 配合飼料	規格適合表示混合飼料	その他の混合飼料
規格適合表示配合飼料	当該種類の名称を該当する区分欄に表示する。	同左
その他の混合飼料	同上	構成する原材料名をそれぞれの該当区分欄に表示する。

a 原材料名

表示基準第2の1の(5)のイのただし書による配合割合の変更は、配合割合の変更の対象となった原材料間の配合割合の差が、次に掲げる区分ごとの範囲内にあるものとする。なお、原材料の配合割合が異なる区分に属する場合は、配合割合がより低い区分の範囲を適用する。

区 分	範 囲
-----	-----

変更後の原材料の配合割合が30%以上の 場合	4%以内
変更後の原材料の配合割合が10%以上 30%未満の場合	3%以内
変更後の原材料の配合割合が3%以上 10%未満の場合	2%以内
変更後の原材料の配合割合が3%未満 の場合	1%以内

b 区分別配合割合

表示基準第2の1の(5)のウのただし書の軽微な配合割合の変更は、表示上の区分別配合割合と変更後の区分別配合割合の差が、次に掲げる区分ごとの範囲内にあるものとする。

区 分	範囲
表示上の区分別配合割合が50%以上の 場合	5%以内
表示上の区分別配合割合が30%以上50% 未満の場合	4%以内
表示上の区分別配合割合が10%以上30% 未満の場合	3%以内

表示上の区分別配合割合が3%以上10%未満の場合	2%以内
表示上の区分配合割合が3%未満の場合	1%以内

(イ) 混合飼料

- a 流通の実態等からみて、他の飼料と組み合わせて利用されること、また、原材料の配合割合の変動が比較的少ないという現状に照らして、表示基準の別表の3の(5)「その他の混合飼料」以外の混合飼料にあっては、すべての原材料の名称及びその配合割合を表示するものとする。
- b 表示基準第2の1の(6)のイのただし書の軽微な配合割合の変更は、表示上の配合割合と変更後の配合割合の差が、次に掲げる区分ごとの範囲内にあるものとする。

区 分	範囲
表示上の配合割合が50%以上の場合	5%以内
表示上の配合割合が30%以上50%未満の場合	4%以内
表示上の配合割合が10%以上30%未満の場合	3%以内

(イ) 配合飼料

原材料の配合割合の表示については、その栄養価値及び使用目的の面からみて共通の性格を有する穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他の5種に区分し、この区分名を区分別配合割合の大きいものから順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合の大きいものから順に記載するものとする。この場合原材料の区分は、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の別表の区分（飼料添加物は除く。）によるものとする。ただし、同表に記載されていない原材料にあってはその他の欄に記載するものとする。なお、混合飼料を配合飼料の原料として用いる場合の表示の方法は、次によるものとする。

原料となる 混合 飼料	規格適合表示混合 飼料	その他の混合 飼料
配合飼料		
規格適合表示配 合飼料	<u>当該種類の名称を 該当する区分欄に 表示する。</u>	同 左
その他の混合飼	同 上	構成する原材 料名をそれぞ

表示上の配合割合が3%以上10%未満の場合	2%以内
表示上の配合割合が3%未満の場合	1%以内

ウ [略]

エ 「指定配合」表示

製造業者が、飼料を継続的に供給する旨の契約を飼料の消費者と締結し、表示基準第2の8の規定に基づき「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項を省略する場合は、当該契約には次の事項を明らかにしておくものとする。

(7) 契約存続期間（1年以上であること。）

(i) 継続的に供給する飼料の種類及び名称

(ii) 継続的に供給する飼料を製造する事業場の名称及び所在地

(i) 継続的に供給する飼料の納入先

(ii) 継続的に供給する飼料について指定する栄養成分量又は配合割合

(iii) 表示事項を省略する場合は、あらかじめ、飼料の消費者に通知すること。

(iv) 栄養成分量又は配合割合を変更する場合は、当該内容を飼料の消費者に通知すること。

(3) [略]

第4・第5 [略]

別記様式第1号～別記様式第12号－(2) [略]

別記様式第13号

料	れの該当区分欄に表示する。
---	---------------

ウ [略]

(3) [略]

第4・第5 [略]

別記様式第1号～別記様式第12号－(2) [略]

別記様式第13号

飼料の検定結果通知書

年 月 日

殿

都道府県
登録検定機関 印

年 月 日付けで、検定の申請があった飼料の検定結果について下記のとおり通知する。

記

- 1 飼料の名称
- 2 飼料の種類
- 3 検定結果

粗たん白質	%	<u>TDN (ME)</u>	%	<u>%(kcal)</u>
粗脂肪	%	<u>ペプシン消化率</u>	%	
粗繊維	%	<u>トレオニン</u>	%	
粗灰分	%	<u>メチオニン</u>	%	
水溶性窒素	%	<u>シスチン</u>	%	
<u>カルシウム</u>	%	<u>リジン</u>	%	
<u>りん</u>	%	<u>非フィチン態りん</u>	%	
- 4 公定規格に適合するかどうかの判定
- 5 規格適合表示を付することができる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 その他

(日本工業規格A4)

〔注〕〔略〕

別記様式第14号～別記様式第17号 〔略〕
〔以下省略〕

飼料の検定結果通知書

年 月 日

殿

都道府県
登録検定機関 印

年 月 日付けで、検定の申請があった飼料の検定結果について下記のとおり通知する。

記

- 1 飼料の名称
- 2 飼料の種類
- 3 検定結果

粗たん白質	%	<u>カルシウム</u>	%	<u>%(kcal)</u>
粗脂肪	%	<u>りん</u>	%	
粗繊維	%	<u>TDN (ME)</u>	%	
粗灰分	%	<u>ペプシン消化率</u>	%	
水溶性窒素	%			
- 4 公定規格に適合するかどうかの判定
- 5 規格適合表示を付することができる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 その他

(日本工業規格A4)

〔注〕〔略〕

別記様式第14号 〔略〕
〔以下省略〕

飼料品質表示基準の一部を改正する告示新旧対照条文

○ 飼料品質表示基準（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p>表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びリンの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びリンにあつては、これらの成分量の最大量）、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量（以下「栄養成分量等」という。）は、次の例により記載すること。</p> <p>ア～ケ 〔略〕</p> <p>(5) <u>配合飼料の原材料名並びに原材料の区分及び区分別配合割合</u></p> <p>ア <u>原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。</u></p> <p>イ <u>原材料名は、原材料の区分ごとに配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、原材料名の記載順を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないときは、原材料名の記載順の変更を要しない。</u></p> <p>ウ <u>原材料の区分は、区分別配合割合を併記し、区分別配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、区分別配合割合の記載を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないときは、区分別配合割合の記載を変更することを要しない。</u></p> <p>エ <u>原材料の調達に係る事情の変化により当該飼料に使用しないこ</u></p>	<p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p>表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びリンの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びリンにあつては、これらの成分量の最大量）、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量は、次の例により記載すること。</p> <p>ア～ケ 〔略〕</p> <p>(5) <u>原材料名</u></p> <p>ア <u>原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。</u></p> <p>イ <u>混合飼料の原材料名は、配合割合の大きいものから順に記載すること。</u></p> <p>ウ <u>配合飼料は、原材料の区分名を区分別配合割合の大きいものか</u></p>

とがあると想定される原材料がある場合において、当該原材料の数が5を超えず、かつ、当該原材料のそれぞれの配合割合が3パーセント以内であるときは、その旨を明記して、次の例により記載することができる。

原材料の区分	区分別 配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、(小麦)
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、(麦ぬか)
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、 (なたね油かす)
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、(肉骨粉)
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、(リン酸カルシウム)
(注)		
1 原材料名は、原則として配合割合の高い順である。		
2 () 内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。		

備考 飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

(6) 混合飼料の原材料名及び配合割合

- ア 原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。
- イ 原材料名は、配合割合を併記し、配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、配合割合の記載を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないとき

ら順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合の大きいものから順に記載すること。ただし、原料事情等により使用しないことがある原材料で、かつ、その配合割合が3パーセント以内のものについては、その数が5を超えない範囲において、その旨を明記して、次に掲げる例により記載することができる。

原材料の区分	区分別 配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、(小麦)
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、(麦ぬか)
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、 (なたね油かす)
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、(肉骨粉)
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、(リン酸カルシウム)
(注)		
1 原材料名は、配合割合の大きい順である。		
2 () 内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。		

備考 飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

(6) 配合割合

- ア 混合飼料は、原材料名と併記して記載すること。
- イ 配合飼料は、(5)のウの例により、区分別配合割合を記載すること。

は、配合割合の記載を変更することを要しない。

2～7 [略]

8 製造業者は、飼料を継続的に供給する旨の契約を飼料の消費者と締結した場合において、当該契約に基づき、当該契約において定められた栄養成分等又は原材料の配合割合に従って飼料を製造し、当該飼料を当該消費者に対して販売するときは、当該飼料又はその容器若しくは包装に付する表示に「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項（当該契約の契約書その他の書面により明らかにされている事項（別表の備考1に規定する一般表示事項を除く。）に限る。）を省略することができる。

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗脂肪の成分量の最小量</p> <p>りんの成分の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の最大量</p> <p>可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。）</p> <p>代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。）</p>

2～7 [略]

（新設）

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗脂肪の成分量の最小量</p> <p>りんの成分の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の最大量</p> <p>可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。）</p> <p>代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。）</p>

		原材料名 原材料の区分及び区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1) ~ (5) 〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

		原材料名 原材料の区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1)~(5) 〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

飼料品質表示基準（告示）の一部改正 －配合飼料の表示方法の見直し－

1. 飼料の品質表示については、飼料安全法の第32条第1項に基づき、農林水産大臣は表示の基準となるべき事項として、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号。以下「表示基準」という。）を定めております。

2. 近年、

- ① 飼料原料価格の高騰や飼料用米等の利用促進による原料調達先の多様化に伴い、一時的に飼料設計を変更する必要性が増加
- ② 畜産農家の規模拡大や飼料による畜産物の差別化の取組に伴い、畜産農家と製造業者との間で、あらかじめ配合割合等を指定（指定配合飼料）し、長期にわたり継続的な飼料の供給契約を締結する取組が拡大

していることから、配合飼料の安全及び栄養価を確保した上で、表示方法に一定の柔軟性を許容できるよう、表示基準を改正しました。

3. 改正の具体的な内容は、以下のとおりです。

- ① 原材料名及び原材料の配合割合の記載順序について、一時的に原材料の配合割合の軽微な変更を行う場合には、配合割合の高いもの順に記載することを要しない特例を措置（告示第2の1の(5)及び(6)）
- ② 畜産農家等と飼料製造業者の間で締結された、長期にわたる継続的な飼料の供給契約に基づき製造される飼料について、容器又は包装に「指定配合」の文字を記載することにより、栄養分量や原材料の配合割合の表示を省略できる特例を措置（告示第2の8）

4. なお、上記3の①の軽微な配合割合の変更に関する具体的な考え方については、今回改正した「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（局長通知）第3の5の(2)のイに示しました。

また、上記3の②の供給契約において明らかにする事項については、局長通知第3の5の(2)のエに示しております。

担当： 畜水産安全管理課 飼料検査指導班 橋本 TEL：03-3502-8111（内線 4537）
